

「社会貢献の森」における協定の締結について

令和4年3月16日
三重森林管理署長

下記のとおり三重森林管理署管内の社会貢献の森について、活動希望者との協定を締結したので公表します。

1 「社会貢献の森」制度の概要

(1) 趣旨

国有林野においては、広く国民に開かれた管理経営の推進に資するとともに、森林をフィールドとしたボランティア活動をしたい、直接森林とふれあいたいなど国民の皆様の様々なご要望に応じて参りました。さらに近年、企業の社会的責任(CSR)活動等、新たな協定締結による国民参加の森林づくりが増加し、また、広範囲な区域について長期間の協定締結が希望されるなど国民のニーズも多様化、高度化しています。

そこで、これらのニーズに対応しつつ、広く国民に開かれた国有林野の整備を進めるために、手続きの透明性をより高めつつ、多様な森林整備や保全活動の要請に対応出来るよう協定締結による「国民参加の森林づくり」を推進しています。

(2) 社会貢献の森における自主的な森林整備活動

企業、団体の社会的責任(CSR)活動等を目的とした植栽、保育等の森林整備を、森林管理局の定める計画に基づいて企業、団体自ら、または事業者へ委託して実施していただくことができます。

2 協定相手方

団体名	伊賀森林組合
代表者	代表理事組合長 福田 正俊
所在地	三重県伊賀市ゆめが丘七丁目7番地の1

3 協定をした森林の概要

所在地	伊賀市 焼尾国有林73林班い〜へ小班
面積	25.34 ha
法令制限	土砂流出防備保安林、砂防指定地の法令制限があります。

4 協定項目

協定期間	自 令和4年4月1日 至 令和9年3月31日
当初協定締結	平成20年2月6日
活動内容	森林整備(枯れ松伐採)、自然観察
協定内容	別紙、協定書のとおり

5 更新事由

伊賀森林組合は、ボランティア(愛称「伊賀マツタケ十字軍」)を設置するなどし、地域の里山再生を目的にマツ枯損木伐採や歩道の草刈り等を実施しています。今後の活動内容やその技術からも当該協定の趣旨に沿った活動が期待されます。